

Q & A

Q:意匠法の改正により、今年の4月1日から意匠権の存続期間の延長がなされることになったそうですが、ほかにどのような内容になっているのですか？

A:今回の改正は、権利保護の強化や取得の簡易化のために主に次の6項目の改正内容になっています。

- ① まず、画像デザインの保護の拡充です。従来、画面デザインは、液晶時計の時刻表示や携帯電話の初期メニュー選択画面のように物品の成立性に不可欠なものなどについては、意匠法により保護されていました。近年は情報技術の進展に伴い、多くの情報家電等に用いられてきている操作ボタン等の物理的な部品が画面上の画像に置き換えられていますが、物品がその機能を発揮できる状態にするための画像デザインについても新たに保護対象になりました。
- ② 次に、製品の一部で独創性の高い創作部分は、模倣の対象となりやすいため、全体意匠の出願後部分意匠として新たに出願し、製品デザインの保護強化を行うことができるようになりました。ただし、出願人が同一であることと、先の意匠登録出願の意匠公報発行の前日までに出願する必要があります。
- ③ 関連意匠登録についても、従来はデザイン・バリエーションは同日に出願が必要でしたが、本意匠の登録公報が発行される前であれば出願できるようになりました。
- ④ 意匠権の存続期間については、登録から15年まででしたが、20年までになりました。
- ⑤ 秘密意匠の請求は出願と同時にに行っていましたが、意匠公報の発行前にあたる意匠登録の第1年分の登録料の納付時に行っても良いようになりました。
- ⑥ 意匠の新規性の判断は、判例上一般需用者の視点から見た美観の類否で行うものとされていますが、実務においてはデザイナー等の当事者の視点から評価を行うものもあり、意匠の類否判断が不明瞭なものとなっていました。このため、統一性をもって判断する必要があるために条文が追加されました。この条文で、登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は取引者、需用者からみた意匠の美観の類否であることを規定しました。（デザイン・工芸部）

Q:最近、バイオ燃料という言葉をよく聞きますがどのようなものがあるのでしょうか？

A:バイオ燃料は再生可能な生物体（バイオマス）の持つエネルギーを利用したアルコールやその他合成ガスのことですが、地球温暖化防止や石油代替として二酸化炭素排出量を削減できることから、自動車用燃料として主に用いられています。日本政府は、2010年度に原油換算で50万kL相当のバイオ燃料を輸送用燃料として導入する目標を立てています。

例えば、サトウキビの糖液を発酵させて得られるアルコール（特にエタノール）が一般的に知られています。エタノールを燃料とした自動車は既にブラジルやアメリカで実用化されていますが、日本ではまだガソリンに3%のエタノールをえた混合ガソリン（E3）での実証試験が始まったばかりです。ほかに、トウモロコシやデンプン等を原料に発酵・蒸留してエタノールが作られています。

また、ETBE（エチル・ターシャリー・ブチル・エーテル）もバイオマスから得られたエタノールにイソブチレンを反応させて合成した化合物で、オクタン価向上基材（アンチノック材）としてガソリンに15%添加してフランスなどで使用されています。

一方、パーム油や菜種油及びその廃食油を原料にメタノールと苛性ソーダ等を加え、反応させて得られるバイオディーゼル燃料（BDF）も軽油代替として全国的に広まりつつあります。

しかし、原料が穀物や油脂由來のものが多く、これらは将来の人口増加に伴い、食糧との競合が懸念されます。それに対し、未利用木材・廃材・イネ藁などに含まれるセルロースを原料としたバイオ燃料の開発が進められて期待されていますが、コスト面やインフラ整備なども含めて多くの課題も残されています。

参考文献

- 1)「国産バイオ燃料の大幅な生産拡大」：バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議（H19.2）
- 2)「バイオマス・エネルギー・環境」
坂 志郎 編著者 (株)アイピーシー
(化学・環境部)